

新旧対照表

【税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 省令第3条第2項に規定する電子情報処理組織とは、税関検査場電子申告ゲート（以下「Eゲート」という。）をいう。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 省令第3条の2に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、税関検査場に設置された電子申告端末（顔認証機能を有するか有しないかを問わない。）をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 省令第3条第2項に規定する電子情報処理組織とは、税関検査場電子申告ゲート（以下「電子申告ゲート」という。）をいう。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 省令第3条の2に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、税関検査場に設置された電子申告端末（以下「電子申告端末」という。）をいう。</p>
<p>(携帯品等の輸入申告手続)</p> <p>2 Eゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1) モバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。</p> <p>なお、二次元コードの読み取りに替えて携帯品・別送品申告情報を電子申告端末（顔認証機能を有するものに限る。）に直接入力させることができる。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p>(携帯品等の輸入申告手続)</p> <p>2 電子申告ゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1) 電子申告ゲート専用のモバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。</p> <p>なお、二次元コードの読み取りに替えて携帯品・別送品申告情報を電子申告端末に直接入力させることができる。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>